

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年5月29日

香川県知事 浜田 恵 造

香川県規則第30号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																								
<p>第5号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">身体障害者診断書・意見書（障害用）</p> <p style="text-align: center;">総括表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td style="width: 20%;">年 月 日 (生 歳)</td> <td style="width: 10%;">男 女</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">① 障害名（部位を明記）</td> </tr> <tr> <td>② 原因となった 疾病又は外傷名</td> <td colspan="2">交通・労災・その他の事故・戦傷戦災・疾病・ 自然災害・先天性・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>③ 疾病又は外傷の 発 生 年 月 日</td> <td colspan="2">年 月 日・場所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">④ 参考となる経過及び現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑤ 総 合 所 見 将来再認定 要（再認定の時期 年 月）・不要 ※ 原則として、障害の程度が軽減すると見込まれる場合にあつては要を、それ以外の場合にあつては不要を○で囲んでください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑥ その他参考となる合併症状</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日 病院又は診療所の 所在地及び名称 診療担当科名 科 医師氏名 印</td> </tr> <tr> <td colspan="3">身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。（ 級相当） ・該当しない。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害の種類ごとに知事が別に定める書類を添付してください。 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。 4 障害区分や等級決定のため、香川県社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。</td> </tr> </table>	氏名	年 月 日 (生 歳)	男 女	住 所			① 障害名（部位を明記）			② 原因となった 疾病又は外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷戦災・疾病・ 自然災害・先天性・その他（ ）		③ 疾病又は外傷の 発 生 年 月 日	年 月 日・場所		④ 参考となる経過及び現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			⑤ 総 合 所 見 将来再認定 要（再認定の時期 年 月）・不要 ※ 原則として、障害の程度が軽減すると見込まれる場合にあつては要を、それ以外の場合にあつては不要を○で囲んでください。			⑥ その他参考となる合併症状			上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日 病院又は診療所の 所在地及び名称 診療担当科名 科 医師氏名 印			身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。（ 級相当） ・該当しない。			注 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害の種類ごとに知事が別に定める書類を添付してください。 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。 4 障害区分や等級決定のため、香川県社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。			<p>第5号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">身体障害者診断書・意見書（障害用）</p> <p style="text-align: center;">総括表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td style="width: 20%;">年 月 日 (生 歳)</td> <td style="width: 10%;">男 女</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">① 障害名（部位を明記）</td> </tr> <tr> <td>② 原因となった 疾病又は外傷名</td> <td colspan="2">交通・労災・その他の事故・戦傷戦災・疾病・ 自然災害・先天性・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>③ 疾病又は外傷の 発 生 年 月 日</td> <td colspan="2">年 月 日・場所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">④ 参考となる経過及び現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑤ 総 合 所 見 将来再認定 要（再認定の時期 年 月）・不要 ※ 原則として、障害の程度が軽減すると見込まれる場合にあつては要を、それ以外の場合にあつては不要を○で囲んでください。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑥ その他参考となる合併症状</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日 病院又は診療所の 所在地及び名称 診療担当科名 科 医師氏名 印</td> </tr> <tr> <td colspan="3">身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。（ 級相当） ・該当しない。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜炎、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害の種類ごとに知事が別に定める書類を添付してください。 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。 4 障害区分や等級決定のため、香川県社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。</td> </tr> </table>	氏名	年 月 日 (生 歳)	男 女	住 所			① 障害名（部位を明記）			② 原因となった 疾病又は外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷戦災・疾病・ 自然災害・先天性・その他（ ）		③ 疾病又は外傷の 発 生 年 月 日	年 月 日・場所		④ 参考となる経過及び現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			⑤ 総 合 所 見 将来再認定 要（再認定の時期 年 月）・不要 ※ 原則として、障害の程度が軽減すると見込まれる場合にあつては要を、それ以外の場合にあつては不要を○で囲んでください。			⑥ その他参考となる合併症状			上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日 病院又は診療所の 所在地及び名称 診療担当科名 科 医師氏名 印			身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。（ 級相当） ・該当しない。			注 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜炎、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害の種類ごとに知事が別に定める書類を添付してください。 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。 4 障害区分や等級決定のため、香川県社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。		
氏名	年 月 日 (生 歳)	男 女																																																																							
住 所																																																																									
① 障害名（部位を明記）																																																																									
② 原因となった 疾病又は外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷戦災・疾病・ 自然災害・先天性・その他（ ）																																																																								
③ 疾病又は外傷の 発 生 年 月 日	年 月 日・場所																																																																								
④ 参考となる経過及び現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）																																																																									
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日																																																																									
⑤ 総 合 所 見 将来再認定 要（再認定の時期 年 月）・不要 ※ 原則として、障害の程度が軽減すると見込まれる場合にあつては要を、それ以外の場合にあつては不要を○で囲んでください。																																																																									
⑥ その他参考となる合併症状																																																																									
上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日 病院又は診療所の 所在地及び名称 診療担当科名 科 医師氏名 印																																																																									
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。（ 級相当） ・該当しない。																																																																									
注 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害の種類ごとに知事が別に定める書類を添付してください。 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。 4 障害区分や等級決定のため、香川県社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。																																																																									
氏名	年 月 日 (生 歳)	男 女																																																																							
住 所																																																																									
① 障害名（部位を明記）																																																																									
② 原因となった 疾病又は外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷戦災・疾病・ 自然災害・先天性・その他（ ）																																																																								
③ 疾病又は外傷の 発 生 年 月 日	年 月 日・場所																																																																								
④ 参考となる経過及び現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）																																																																									
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日																																																																									
⑤ 総 合 所 見 将来再認定 要（再認定の時期 年 月）・不要 ※ 原則として、障害の程度が軽減すると見込まれる場合にあつては要を、それ以外の場合にあつては不要を○で囲んでください。																																																																									
⑥ その他参考となる合併症状																																																																									
上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日 病院又は診療所の 所在地及び名称 診療担当科名 科 医師氏名 印																																																																									
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。（ 級相当） ・該当しない。																																																																									
注 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜炎、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害の種類ごとに知事が別に定める書類を添付してください。 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。 4 障害区分や等級決定のため、香川県社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。																																																																									

附 則
この規則は、平成30年7月1日から施行する。